

# 仙台市障害児者日常生活用具費支給事業実施要綱

(平成元年 3 月 31 日 民生局長決裁)

## (目 的)

第 1 条 この要綱は、本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 6 号に規定する、障害者等の日常生活上の便宜を図るために必要な用具の購入又は貸与、修理（以下「購入等」という。）に要する費用（以下「用具費」という。）を支給する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第 2 条 この要綱において「障害児者」とは、次のいずれかに該当し、かつ、本市内に居住又は本市が援護を実施するものをいう。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害児者」という。)
- (2) 北部又は南部発達相談支援センター、児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度又は最重度の知的障害と判定された者（以下「重度知的障害児者」という。)
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付又は自立支援医療費（精神通院医療）の支給を受けている者
- (4) 法第 4 条第 1 項に規定する、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。)
- (5) 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害者又は発達障害児であって、読字に困難があるもの（以下「読字障害児者」という。)

## (実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は、仙台市とする。

## (支給の対象者等)

第 4 条 支給の対象者は別表 1 に掲げる者であって、支給の対象となる用具の種目は同表に掲げるものとする。

2 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）については、別表 1 及び別紙住宅改修費支給事業実施細則による。

3 前 2 項の規定に関わらず、次に掲げる者は支給対象外とする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の対象となる用具の貸与又は購入費用の支給を受けられる者
- (2) 支給の対象者が 18 歳以上である場合、支給対象者又は支給対象者の属する世帯の配偶者のうちいずれかの者について、支給の決定を行う月の属する年度（決定を行う月が 4 月から 6 月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号の規定による市町村民税の所得割の額が 46 万円以上である者。

(再支給)

第5条 既に支給を受けている用具と同一の種目の用具費の再支給に係る申請については、前回の支給日より別表1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として支給対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、障害程度の変化、修理不能等の理由により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

2 再支給を認めることができるのは、前項の期間を経過した後であっても、次に掲げる場合に限る。

(1) 修理不能の場合

(2) 再支給の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合

(3) 操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が、支給対象者の用具の使用効果が向上する場合

(用具費の支給の申請及び決定等)

第6条 用具費の支給を受けようとする者又はその保護者は、日常生活用具費支給申請書(様式第1号)に以下の各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 購入等に係る見積書。ただし、情報・通信支援用具であって App Store 又は Google Play でダウンロード販売されるアプリ(以下「ダウンロードアプリ」という。)又は視覚障害者等用図書であって再販売価格維持制度により定価販売される図書の購入の場合を除く。また、ストーマ装具及び紙おむつ等の更新の場合で、用具取扱事業者(以下「業者」という。)により一括で提出される場合を除く。

(2) 支給対象者又は支給対象者の属する世帯の他の世帯員(住民基本台帳上の世帯員をいう。)の収入状況が確認できる書類。ただし、本市が行う収入状況の調査にかかる同意により、本市の公簿で収入状況が確認できる場合を除く。

(3) 住宅改修費の支給の申請をする場合は、工事図面、改修工事見積書、及び工事予定箇所の写真

(4) 難病患者等であることをもって用具費の支給を受けようとする場合で、更生指導台帳等で疾病名の確認が取れない場合、難病患者等であることを証する登録者証や医師の診断書等

(5) 読字障害児者であることをもって支給を受けようとする場合は、読字障害児者であること及び用具の有用性を証する医師の意見書等。ただし、医師の意見書等の提出が困難な場合は、次項による北部又は南部発達相談支援センター所長の意見をもってこれに替えることができる。

(6) その他、市長が特に必要と認めるもの。

2 市長は、前項の申請があったときは、調査書(様式第2号)に基づき調査し、支給の適否を決定する。なお、支給対象者が難病患者等であることをもって支給の申請をしている場合は、調査は支給対象者との面接等により行う。また、決定を行う際は、必要に応じ、支給対象者が身体障害児者にあつては障害者総合支援センター所長に、精神障害者にあつては精神保健福祉総合センター所長に、重度知的障害児者又は読字障害児者にあつては北部又は南部発達相談支援センター所長に意見を依頼する。

3 市長は、用具費の支給の決定をしたときは、日常生活用具費支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、日常生活用具費支給券(様式第4号。以下「支給

券」という。)を申請者に交付する。

- 4 市長は、用具費の支給を行わないことを決定したときは、当該却下の理由を付し、却下決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。
- 5 ストーマ装具、紙おむつ等の購入は、年2回の更新に合わせ、最大6月分の申請ができる。
- 6 暗所視支援眼鏡の貸与に要する費用の支給の決定は3月分とし、申請者は当該決定の期間の満了する日前までに再度の申請を行うことができる。

#### (用具費の支給額)

第7条 用具費の支給額は、別表1に定める基準額と用具の購入等に要する費用のいずれか低い額(以下「支給対象額」という。)から、支給対象額に別表2に定める階層区分に応じた利用者負担率を乗じた額(その額が別表2に定める1ヶ月あたりの負担上限額を超えるときは、当該負担上限額)を控除して得た額(1円未満切り上げ)とする。

#### (用具の購入等)

第8条 支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、支給券を業者に提示し、用具の購入等を行う。ただし、第6条第1項第1号ただし書きの規定により購入にかかる見積書を提出しなかった場合は、支給券の提示は要しない。

#### (費用の請求及び支給)

第9条 受給者は、支給券に以下の各号に掲げる書類を添付するとともに、ダウンロードアプリの購入の場合は当該アプリをダウンロードした端末を本市に提示したうえで、市長に用具費の請求を行う。

- (1) 業者が発行する領収書。ただし、ダウンロードアプリの購入の場合は、購入完了メールを印刷したのものをもって領収書に代えることができる。
- (2) 住宅改修費の場合は、工事終了後の工事箇所の写真。

2 市長は、前項の請求があったときは、審査の上、用具費を支給する。

#### (代理受領)

第10条 前条の規定にかかわらず、業者が受給者の委任を受けた場合は、別に定めるところにより、業者は受給者に代わって市長に対して用具費の請求及び受領ができる。

#### (災害時の特例)

第11条 市長は、災害その他の特別の事情により、支給対象者が日常生活用具費支給事業にかかる利用者負担が困難であると認めるときには、利用者負担額を減免できる。

- 2 前項の適用については、別表2の階層区分を市町村民税非課税世帯に変更することにより実施する。
- 3 本特例の適用期間は、災害の発生の属する月から12月とする。

#### (受給者の義務)

第12条 受給者は、目的に反して当該用具を使用、譲渡、交換もしくは貸与し、又は担保

に供してはならない。

(費用の返還)

第13条 市長は、前条の規定に違反したと認めるときは、受給者に対し当該用具費の全部又は一部を返還させることができる。

(支給台帳の整備)

第14条 市長は、用具費の支給状況を明確にするため、日常生活用具費支給台帳(様式第6号)を備える。

(情報通信技術を利用する方法により手続等を行う場合)

第15条 本要綱第6条に規定する支給の申請に係る、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法については、仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条から第6条までの規定の適用を受ける手続等の例による。

(実施細目)

第16条 この要綱の実施細目は、健康福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

2 (東日本大震災の被災者等に関する特例の延長)

東日本大震災によって被害を受けたことにより、要綱第9条の適用を受けるものの適用期間については、東日本大震災発生日から平成24年9月30日までとする

附 則

この要綱は、平成2年1月26日から実施し、改正後の仙台市在宅重度障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から実施し、改正後の仙台市在宅重度障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年11月1日から実施し、改正後の仙台市在宅重度障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年2月26日から実施し、改正後の仙台市在宅重度障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年5月19日から実施し、改正後の仙台市在宅重度障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月23日から実施し、改正後の仙台市在宅重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年12月1日から実施し、改正後の仙台市在宅重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から実施する。

附 則（平成10年4月1日改正）

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年4月1日改正）

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成14年1月31日改正）

この要綱は、平成14年2月1日から適用する。

附 則（平成14年4月1日改正）

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年1月31日改正）

この要綱は、平成15年2月1日から適用する。

附 則（平成15年4月1日改正）

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成15年7月1日改正）

この改正は、平成15年7月1日から実施する。

附 則（平成15年8月1日改正）

この改正は、平成15年8月1日から実施する。

附 則（平成16年4月1日改正）

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成16年9月1日改正）

この改正は、平成16年9月1日から実施する。

附 則（平成17年4月1日改正）

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成17年10月1日改正）

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

附 則（平成18年4月1日改正）

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成18年10月1日改正）

この改正は、平成18年10月1日から実施する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 7 月 1 日改正）

この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から実施する。

附 則（平成 20 年 7 月 1 日改正）

この改正は、平成 20 年 7 月 1 日から実施する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日改正）

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日改正）

1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

2 「仙台市難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱（平成 8 年 12 月 12 日健康福祉局長決裁）は廃止する。

附 則（平成 26 年 1 月 14 日改正）

この改正は、平成 26 年 1 月 14 日から実施する。

附 則（平成 26 年 3 月 13 日改正）

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 3 月 4 日改正）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 5 月 26 日改正）

この改正は、平成 29 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 6 月 29 日改正）

この改正は、平成 30 年 7 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 8 月 1 日改正）

この改正は、平成 30 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。ただし、別表 1 及び 3 の改正は、平成 31 年 7 月 1 日（別表 1 の項番 4-10 にあっては平成 31 年 10 月 1 日）から実施する。また、平成 31 年 6 月（別表 1 の項番 4-10 にあっては平成 31 年 9 月）までに申請のあったものの決定は、改正前の別表 1 による。

附 則（令和元年 9 月 18 日改正）

この改正は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 10 月 7 日改正）

この改正は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。ただし、施行日前に申請のあった日常生

活用具の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日改正）

この改正は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日改正）

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 9 月 27 日改正）

この改正は、令和 3 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 12 月 17 日改正）

この改正は、令和 4 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 2 月 24 日改正）

この改正は、令和 5 年 3 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 5 月 24 日改正）

この改正は、令和 5 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 7 月 24 日改正）

この改正は、令和 5 年 8 月 1 日から実施する。

附 則（令和 6 年 1 月 15 日改正）

この改正は、令和 6 年 1 月 15 日から実施する。

附 則（令和 6 年 2 月 8 日改正）

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 6 年 10 月 16 日改正）

この改正は、令和 6 年 11 月 1 日から実施する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。ただし、別表 1 第 5 類排泄管理支援用具の表 5-1 基準額の欄の改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から実施する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書の規定の実施の日（この項及び次項において「一部実施日」という。）は、一部実施日以後になされた申請に基づき支給の決定をした場合の基準額について適用し、同日前になされた申請に基づき支給の決定をした場合の基準額については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、一部実施日前になされた第 5 条の規定による再支給に係る申請に基づき支給の決定をした場合の支給額については、改正後の別表 1 第 5 類排泄管理支援用具の表 5-1 の基準額の規定を適用する。